

なら工藝館指定管理者募集要項

奈良市では、なら工藝館（以下「工藝館」という。）について、その設置目的を効果的に達成するため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 なら工藝館について

シルクロードの東の終着駅として古来より東西文化の交流があった国際文化観光都市奈良は、世界に誇れる日本の文化や伝統産業発祥の地として栄えてきました。そこで、奈良市では古い町並みを今に残す「奈良町」の保存と活性化を図る「新奈良町にぎわい構想」の実現に向けて、公共施設の整備をはじめ伝統工芸・文化・芸能の保存並びに発掘・発信等の事業を進めています。

なら工藝館は、その「奈良町」に位置し、長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興を図るための「受け継ぐ、創作する、開放する」を基本理念とした施設ですが、周辺の各公共施設や民間施設との連携により、「奈良町」全体で魅力を高め合うことができれば、なら工藝館と奈良工芸のさらなる発展に繋がると考えています。

また、時代の流れに伴う生活様式の多様化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるインバウンドの減少など、奈良工芸を取り巻く環境は日々変化しており、なら工藝館に求められる役割も変化しています。その中で、奈良工芸が持続可能な産業となるよう、ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見越した新しい奈良工芸の振興を行うと共に、後継者の支援を通じた伝統と技術の伝承に対する支援を重点的に行っていきます。なら工藝館には、基本理念を踏襲しつつ、奈良市と連携して奈良工芸の振興と後継者の育成支援の役割を担う施設となることを期待しています。

2 施設の概要

施設名称	なら工藝館 (Nara Crafts Museum)
所在地	奈良市阿字万字町1番地の1
施設の目的	長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図る。
施設の構造等	① 構造 鉄骨造2階建 ② 主要諸室 常設展示室・個展展示コーナー・販売コーナー・研修室・作業室・館長室・事務室 ③ 敷地面積 1,403.50㎡ ④ 延床面積 1,230.71㎡ 設備・備品の詳細は、「なら工藝館指定管理者業務仕様書」をご参照ください。
設置年月日	平成12年11月17日

施設の状況	<p>① 令和3年度入館者数 26,076人 (参考:平成30年度入館者数 47,198人)</p> <p>② 令和3年度収支状況 なら工藝館の管理運営に関する資料参照 詳細は、「なら工藝館の管理運営状況に関する資料」をご参照 ください。</p>
-------	---

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 工藝館の事業の実施に関すること。
- ア 奈良工芸品並びにその制作道具及び材料の収集及び展示に関すること。
 - イ 奈良工芸に関する情報の発信に関すること。
 - ウ 奈良工芸の研究、創造及び制作技術の伝承に関すること。
 - エ 工芸展の開催に関すること。
 - オ 工芸の制作実演及び体験教室の開催に関すること。
 - カ その他館の設置目的を達成するために必要な事業
- (2) 工藝館の使用申請等に関すること。
- (3) 工藝館の施設及び付帯設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
- 業務範囲の詳細は、「なら工藝館指定管理者業務仕様書」をご参照ください。

4 管理の基準

- (1) 休館日
- ア 月曜日（その日が祝日の場合は翌日）
 - イ 祝日の翌日（その日が土・日曜日、祝日にあたるときを除く）
 - ウ 年末年始（12月26日～翌年1月5日）
 - エ 展示替えの期間
- (2) 開館時間
- 午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで）
- (3) 関係法令の遵守
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）、なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）及び同施行規則（平成12年奈良市規則第66号）、その他関係法令等を遵守すること。
- (4) 情報公開及び個人情報の保護
- 奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）及び奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に基づき、必要な措置を講じること。

(5) その他

管理の基準の詳細は、「なら工芸館指定管理者業務仕様書」をご参照ください。

5 指定期間

令和5年4月1日を始期日とし、5年間から10年間の期間内で応募する申請者が提案した期間を指定期間とします。

ただし、指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理事業者の損害に対して市は賠償しません。

6 管理運営の要する経費

指定管理者が工芸館の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と自主事業の収益を充てるものとし、指定管理者は原則としてこれらによって施設の管理運営に係る一切の費用を賄うものとし、ます。

指定管理料の額は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書を基本として、予算の範囲内において年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに協定で定めます。

なお、指定管理料は奈良市議会の議決により変更となる可能性があります。不足が生じた場合は、災害等特別な事情がある場合を除き、補てんしません。

また、剰余金が生じた場合は、原則、市に返還する必要はありません。

7 使用料等

(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

ア 館の入館料は無料とします。

イ 施設及び備品等設備の使用料は、施設については条例別表に定めたもの、設備については条例施行規則別表に定めたものとし、ます。

ウ 使用料金の徴収方法は前納とします。

(2) 令和6年4月1日から指定期間終了日までの間

ア 当該期間においては、奈良市と利用料金制の導入について協議することができます。

イ 奈良市と指定管理者で利用料金制の導入について協議し、利用料金制を導入する場合は、奈良市議会での採決により決定します。

8 申請の資格

申請することができるのは、なら工芸館の設置目的を理解し、指定の期間において安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の団体とします。

ただし、団体又はその代表者が次の各号に該当する場合は申請することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、入札参加停止を受けている者
- ウ 市町村税（令和3年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税）を滞納している者
- エ 次のいずれかに該当する者（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づく排除措置）
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）
 - ②暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - ③①から②までに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人その他の団体
 - ④役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - ⑤役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人その他の団体
- ※奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、申請団体が排除措置対象者に該当するか否かを工藝館の所在地を所轄する奈良警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。
- オ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた者
- カ 特定の政党、政治団体、宗教団体又はこれに類する者

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

共同体を構成する団体等を特定し、共同体の名称及び共同体を代表する団体等を定めるとともに、共同体を構成する全ての団体等及びその代表者が上記のアからカまでに該当しないものであること。

9 指定申請の手続

(1) 申請に際して提出する書類

工藝館の指定管理者の指定を申請する団体は、次に掲げる書類を正本1部及び副本8部提出してください。副本は正本の複写で可とします。

- ア なら工藝館指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ なら工藝館指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ウ なら工藝館指定管理者収支予算書（様式第3号）
- エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕
- オ 団体の前事業年度の事業報告書等、団体の状況がわかる書類
- カ 団体の直近3期分の貸借対照表、損益計算書、その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- キ 団体の役員名簿（様式第4号）
- ク 団体が令和3年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ケ 団体の代表者（※）が令和3年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限ります。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。
- コ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書（様式第7号）

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

エからケまでの書類は共同体を構成する全ての団体等について提出するとともに、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書（様式第1号の2）及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状（様式第1号の3）を添付してください。

(2) 提出の方法

提出書類を後記「16 担当部署」へ直接持参又は送付してください。

【持参の場合】

申請受付期間内に持参してください（期限厳守）。

【郵送又は宅配便の場合】

申請受付期間内に必着とします（期限厳守）。

なお、送付した旨を電話連絡し、資料到達を確認してください。

(3) 申請の受付期間

令和4年9月2日から10月11日まで（土・日曜日、祝日を除く。）

各日午前9時から午後5時までとします。

(4) 申請に当たっての注意事項

- ア 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。
- イ 申請は、1団体につき1件のみとします。共同体を構成する団体等が、単独で又は他の共同体を結成して申請することもできません。
- ウ 申請の際に提出した書類は、返却しません。
- エ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められません。
- オ 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- カ 申請の際に提出した書類は、奈良市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を除いて公開する場合があります。
- キ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請団体の都合により申請を取り消す場合は、申請団体は直ちにその旨を書面で届出してください。
- ク 申請書類に虚偽があった場合や申請団体が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

10 現地説明会の実施

工芸館の現地説明会（任意参加）を次のとおり実施します。

実施日	令和4年9月15日（木）午前10時30分から
実施場所	なら工芸館
参加方法	令和4年9月12日（月）までに、奈良市観光経済部産業政策課へ別紙「なら工芸館指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」（様式第5号）を電子メールにより提出してください。
注意事項	・当日はなら工芸館に午前10時20分までにお集まりください。 ・参加人数は、1団体2名までとします。

11 募集に関する質問の受付

この募集要項及び業務仕様書等に関する質問は、次のとおり提出してください。

提出方法	令和4年9月22日（木）までに、奈良市観光経済部産業政策課へ別紙「なら工芸館指定管理者募集要項等に関する質問票」（様式第6号）を電子メールにより提出してください。電話等口頭での質問は受付できません。
回答方法	質問に対する回答は、奈良市ホームページ及び産業政策課窓口にて随時公開します。個別に回答は行いません。

12 選定の基準及び方法

(1) 選定の基準

指定の申請を行った団体から、次に定める選定の基準を満たし、最も効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することのできる団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ア 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ウ 事業計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
 - エ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- 審査項目の詳細は、「奈良市指定管理者選定委員会審査項目表」をご参照ください。

(2) 選定の方法

選定に当たっては、学識経験者及び市職員等で構成される奈良市指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行います。なお、書類審査の結果、選定をしないことが適当と認められる団体については、面接審査を行わずに選定しない旨を決定する場合があります。

選定の結果については、指定の申請を行った団体全てに文書で通知するとともに、奈良市ホームページで公開します。

日程は概ね次のとおりです。

書類審査	令和4年10月中旬(予定)
面接審査	令和4年11月上旬(予定) 面接審査の対象となる団体へ日程が決定次第通知します。
選定	令和4年11月中旬(予定)

13 指定及び指定後の手続

(1) 指定

指定管理者の候補者を、奈良市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

但し、選定後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定管理者の候補者を指定しない場合があります。

また、指定後であっても、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定を取り消す場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合並びに管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明したことにより指定しなかった場合及び指定を取り消した場合、事業の実施の準備のために支出した費用等については、補償しません。

(2) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、奈良市と指定管理者は協議の上、工藝館の管理に関する協定を締結します。

14 備品等の所有権

指定管理料で購入した備品については、その所有権は奈良市に帰属するものとします。
(なお、購入にあたっては事前に担当課と協議してください。)

15 募集要項等のダウンロード

この募集要項・各種申請様式・なら工芸館指定管理者業務仕様書その他関係資料については奈良市ホームページ (<http://www.city.nara.nara.jp/>) からダウンロードすることができます。

16 担当部署

奈良市 観光経済部 産業政策課 (担当：奥田、神野、田中)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 (奈良市役所北棟2階)

TEL：0742-34-4741 (直通)

FAX：0742-36-4058

E-mail：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp